

公益財団法人大分県建設技術センター

大分県防災エキスパート技術者の演習派遣要領(改定)

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人大分県建設技術センター（以下、センターという。）が大分県防災エキスパート技術者派遣制度（以下、防災エキスパート制度という。）の円滑な運営を図るための研修として、演習派遣を行う手続等を定めるものである。

(演習派遣の実施における考え方)

第2条 大規模な災害は、毎年発生するわけではないことから、派遣要請のない年が何年か続く事も想定される。

そのため、大規模災害が発生した場合の事前準備として、必要に応じて災害時(大規模災害を除く)に大分県防災エキスパート技術者(以下、防災エキスパート技術者という)の演習派遣を行うものとする。

(演習派遣の決定)

第3条 複数年にわたり防災エキスパート技術者の派遣実績がない場合、登録団体と協議のうえ演習派遣の実施時期を決定するとともに、その旨を年度当初に建設政策課に通知するものとする。

(演習派遣候補箇所の決定)

第4条 前条で決定した時期における梅雨前線豪雨や台風等に伴い発生した災害のうち、規模や被災状況を考慮して適切と思われるものについて、建設政策課及び登録団体と協議のうえ演習派遣の候補箇所を決定するとともに、その旨を速やかに建設政策課に通知するものとする。

(演習派遣実施箇所の決定と事前準備)

第5条 前条に基づき通知を行った後、建設政策課経由にて被災土木事務所の受け入れ態勢の可否を確認したうえで、演習派遣実施箇所の決定を行うものとする。

演習派遣決定後、センターの防災エキスパート事務局は、登録団体の事務局あて速やかに「防災エキスパート技術者の演習派遣」の通知を行うものとする。

登録団体の事務局は、事前に演習派遣の希望者の中から派遣者リストを作成しておき、災害(大規模災害を除く)が発生した場合に防災エキスパート技術者が速やかに出動できるように準備をしておくものとする。

(演習派遣の実施)

第6条 防災エキスパート技術者の演習派遣については「大分県防災エキスパート技術者派遣制度の活用に関する協定書」及び「公益財団法人大分県建設技術センター大分県防災エキスパート技術者派遣制度要綱」に準じて行う。

そのため、事前に演習派遣を行う旨の通知をしても、災害が発生しなければ演習派遣は行わないものとする

(演習派遣で作成された調査票等資料の提出)

第7条 演習の対象となる災害は実際に被害が発生している箇所について行うものであるため、演習派遣により作成された調査票等の資料については、依頼のあった土木事務所が活用できるものを作成して提出するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、公益財団法人大分県建設技術センター理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年7月7日から施行する。

この要領は、平成31年2月14日から施工する。